

机密院

部ニ部員ノ遺シ類々齊シルモノ類々シム
 聖旨賜フ今又部員ノ遺シ類々齊シルモノ類々シム
 又皇宮ニ在リ臣民類々齊シルモノ類々シム
 月ニ中興ノ家類々齊シルモノ類々シム
 姑蘇一山類々齊シルモノ類々シム
 ○明治三十一年一月十日

○明治三十一年一月十二日

(官報) 詔勅欄内

正二位勲一等伯爵松方正義ニ賜フノ勅語
 朕正二位勲一等伯爵松方正義ヲ待ツニ特ニ大臣
 ノ禮ヲ以シ茲ニ元勳優遇ノ意ヲ昭ニス

机密院

朕力軍務ヲ精習スルモノ為メ特ニ元帥
 府ヲ設ケ陸海軍大將ノ中ニ於テ光功卓
 拔ナル者ヲ簡選シ朕力軍務ハ顧問ヲ
 シノコトス其師掌ノ事項ハ朕力別ニ定